



建設工事に伴う設計業務等で表彰制度を開始します



建設工事に伴う設計業務の成果の品質は、その後に施工する工事の品質に大きく影響するものとなっています。そこで、本市では、設計業務の成績評定の一層の適正化を図り、建設コンサルタント等の指導育成に資することを目的として、平成27年度より成績評定を実施してきました。

この度、さらなる取り組みとして、令和5年4月より発注する建設工事に伴う業務委託について、表彰制度を開始します。

1. 表彰制度の概要

(1) 表彰対象

- ① 本市が発注した建設工事に伴う設計業務、測量業務、地質調査業務を受注した業者で市内に本店を有するもの
- ② 表彰実施年度の前年度に完了した当初契約金額 300 万円以上かつさいたま市設計業務等成績評定又はさいたま市水道局設計業務等成績評定に基づき、優秀な成績を残した業務委託

(2) 欠格事項

表彰実施年度の前年度から表彰の日までの間に入札参加停止等の措置を受け、又は受けることが明らかである者 等

(3) 開始予定日

- ・令和5年4月1日以降に告示又は指名通知を行う契約から対象となります。
- ※第1回の表彰式は令和5年度完了業務について、令和6年度に実施する予定です。

2. その他

受賞者には表彰状を授与するとともに、受賞者を市ホームページで公表します。

【お問い合わせ先】さいたま市 建設局 技術管理課
TEL : 048-829-1515 FAX : 048-829-1988
E-mail : gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp